

沿岸広域振興局長告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成25年3月22日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1（1） 路線名 106号
 - （2） 供用開始の区間 宮古市上鼻二丁目111番1地先から54番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成25年3月23日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成25年3月22日から同年4月22日まで
-
- 2（1） 路線名 106号
 - （2） 供用開始の区間 宮古市茂市第6地割28番1地先から72番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成25年3月23日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - イ 期間 平成25年3月22日から同年4月22日まで